

「マイナンバー（12桁の個人番号）」が届きます

平成28年1月から番号制度が始まります。そこで、平成27年10月から順次、「通知カード」がお住まいの市区町村から住民票の住所に簡易書留で郵送され、国民一人ひとりに固有のマイナンバー（個人番号）があなたに通知されます。



今後、各種の健康保険の手続きのとき、マイナンバーを記入することになります。**届いた通知カードは大切に保管しておいて下さい。**

通知カードのイメージ

個人番号	○○○……○○○
生年月日	○年□月△日
性別	女
氏名	番号花子
住所	△県○市□町1-1-1

健康保険や年金、税金、雇用保険等の手続きで必要になります

★マイナンバーは今後どう使うの？

平成29年1月から、健康保険の各種申請書や届出書等にマイナンバーを記入する必要があります。また、マイナンバーは健康保険だけでなく、年金や雇用保険、税金等、番号法やその他の法律、条令で定められた手続きで、共通で使うことになります。

※健康保険以外の開始時期は制度によって異なります

通知カードは、これらの手続きでマイナンバーを記載する際、ご自分の番号を確かめるためにお使いください。また、手続きをする窓口等でマイナンバーを確認するために通知カードの提示が求められますので、手続きの際は必ずお持ちください。郵送の場合は写しを提出する必要があります。

※通知カードのほか、平成28年1月以降、個人番号カードも希望により交付を受けることができます。このカードにもマイナンバーが記載されます。さらに、希望すれば、マイナンバーが記載された住民票が交付されます

※被保険者証（保険証）にはマイナンバーは記載されません

マイナンバーについての詳しい内容については
社会保障・税番号制度（内閣官房）のホームページをご覧ください。

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバーのコールセンター

0570-20-0178（マイナンバー）



愛称:マイナちゃん

ココヨ健康保険組合
[TEL:06-6877-7312](tel:06-6877-7312) 担当：原條